

名 称		八山田第二地区計画			
位 置		郡山市富久山町八山田字向屋敷、字天王林、字追越、字行屋、字尾池南及び字申田の全部、喜久田町字乙路後の全部 富久山町八山田字山崎、字南広谷、字三宝坦、字寺向、字尾池、字尾池北及び字勝池の各一部 富田町字音路及び字乙路後の各一部 喜久田町字上田向、字四十坦及び字前北原の各一部			
面 積		約 80.0ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、本市の中心部より北西約3.5kmに位置し、地区内を南北に都市計画道路西部幹線が走っている農地を中心とした地区である。 現在、土地区画整理事業が施行されており、良好な住宅地としての形成を図るため、本計画により地区施設の配置を定め、不良な街区の環境形成を予防することを目標とする。			
	土地利用の方針	周辺地域と調和のとれた街づくりを行うため、幹線道路に接する地区は一般住宅地区として中層の土地利用を図る。その他の地区は、専用住宅地区として配置し、住宅地としての用途の純化を図り整然とした街並を形成する。			
	地区施設の整備の方針	地区施設として、区画街路(12m、9m、6m)、公園及び緑地を適正に配置し整備する。 また、鉄道沿線には遮音壁を設置した緩衝緑地帯とし、国道4号バイパス沿線は緩衝緑地帯を設けることにより、良好な居住環境を保全する。			
	建築物等の整備の方針	専用住宅地区	閑静な専用住宅地として、良好な居住環境の形成を図る。		
		一般住宅地区	住民の利便性を考慮し、住宅のほか店舗・事務所等の立地のできる一般住宅地として、スペース等の適正な確保と緑化を図り、地区全体で調和のとれた居住環境の形成を図る。		
地区	地区施設の配置及び規模	道路	区画街路	幅員 12m 延長 約 420m 幅員 9m 延長 約 2,000m 幅員 6m 延長 約 4,000m	
		緑地	緩衝緑地	幅員 6m 面積 約 3,210㎡ (遮音壁を設置しない) 2~4m 面積 約 1,490㎡ (高さ1mの遮音壁を設置する)	
整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	専用住宅地区 (第一種中高層住居専用地域)	一般住宅地区 (第二種住居地域)
			面積	約50.1ha	約29.5ha
	建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 2 病院	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ボーリング場、スケート場または水泳場	
備 考					

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」